

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
(令和 5 年 3 月分)

R 5 . 4 . 10

原子力安全対策推進監

電話番号 089-912-2352

- 1 令和 5 年 3 月に、安全協定に基づき四国電力株式会社から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	作業員の負傷 (3号機)	5.3.1	<p>伊方発電所 3 号機の計装品点検作業において、作業員 1 名が負傷した。</p> <p>負傷の程度：左手中指を負傷 意識の有無：有 計画外被ばくの有無：無 汚染の有無：無 作業の状況：3 号機計装品点検作業 従事中において、左手中指を工具で叩き、負傷した。</p> <p>このため、当該作業員は協力会社社有車にて病院に搬送することとした。 当該作業員は病院で診察を受けた結果、「左中指末節骨骨折」と診断された。 その後、当該作業員は入社した。</p>	外	×	今回公表
C	作業員の体調不良 (共用)	5.3.6	<p>伊方発電所の協力会社事務所前の屋外において、作業員 1 名が体調不良を訴えた。</p> <p>意識の有無：有 計画外被ばくの有無：無 汚染の有無：無 作業の状況：協力会社事務所前の屋外において一時的に意識を失くした。</p> <p>このため、当該作業員は協力会社の社有車にて病院に搬送することとした。 その後、労災にあたらぬと判断されており、以降詳細連絡はない。</p>	外	×	今回公表

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
B	燃料検査ピットにおける水中テレビカメラの不具合 (3号機)	5.3.15	<p>伊方発電所3号機燃料取扱棟内において燃料を検査する装置の照明が一部消灯した。</p> <p>なお、この事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p> <p>その後の調査の結果、照明は消灯しておらず、燃料を燃料検査ピットにて外観を確認するための水中テレビカメラに入る光量を調整する装置の不具合があり、映像が暗くなったことを確認した。</p> <p>その後、水中テレビカメラに入る光量を調整する装置の電流値を調整したところ、正常に動作するようになり、通常状態に復旧した。</p>	内	×	速報済
C	作業員の負傷 (3号機)	5.3.15	<p>伊方発電所3号機の復水ろ過器点検作業において、作業員1名が負傷した。</p> <p>負傷の程度：頭部、首、背中を負傷 意識の有無：有 計画外被ばくの有無：無 汚染の有無：無 作業の状況：3号機復水ろ過器点検作業中において、吊り具が落下し頭部、首、背中を負傷した。</p> <p>このため、当該作業員は協力会社社有車にて病院に搬送することとした。</p> <p>当該作業員は病院で診察を受けた結果、「頸部背部挫傷、擦過創、後頭部挫創」、「頭部打撲」と診断された。</p> <p>その後、当該作業員は入社した。</p>	外	×	今回公表

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。